



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目 次 (*については県法規集登載事項)

○ 規則

- *100 和歌山県自然海浜保全地区条例施行規則の一部を改正する規則 (環境生活総務課)
- *101 和歌山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則 (都市政策課)

○ 人事委員会規則

- *38 警察職員の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

規 則

和歌山県規則第100号

和歌山県自然海浜保全地区条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年10月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県自然海浜保全地区条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県自然海浜保全地区条例施行規則(平成11年和歌山県規則第90号)の一部を次のように改正する。

第6条第3号を次のように改める。

(3) 西日本高速道路株式会社

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第101号

和歌山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年10月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

和歌山県建築基準法施行細則(昭和47年和歌山県規則第98号)の一部を次のように改正する。

第12条の表中「花園村」を「かつらぎ町のうち別表に掲げる区域」に改める。

別表中「市町村」を「町名」に改め、日高川町の項の前に次のように加える。

かつらぎ町	大字花園新子、大字花園池ノ窪、大字花園北寺、大字花園久木、大字花園中南、 大字花園梁瀬
-------	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第38号

警察職員の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年10月1日

和歌山県人事委員会委員長 西浦昭人

警察職員の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の特地勤務手当に関する規則(昭和58年和歌山県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第2条、第3条関係)

	公 署	所 在 地	級別区分
田辺市	田辺警察署湯本警察官駐在所	田辺市龍神村湯の又538の2	3級地
	田辺警察署近露警察官駐在所	田辺市中辺路町近露2126の1	
	田辺警察署福井警察官駐在所	田辺市龍神村福井75の3	2級地
	田辺警察署西警察官駐在所	田辺市龍神村西326の1	
	田辺警察署合川警察官駐在所	田辺市合川637の16	
	田辺警察署湯峯警察官駐在所	田辺市本宮町渡瀬861の2	
	田辺警察署本宮幹部交番	田辺市本宮町本宮260の1	
新宮市	田辺警察署請川警察官駐在所	田辺市本宮町請川311の1	2級地
	田辺警察署伏拝警察官駐在所	田辺市本宮町伏拝1000	
新宮市	新宮警察署日足警察官駐在所	新宮市熊野川町日足306	1級地
	新宮警察署宮井警察官駐在所	新宮市熊野川町宮井281	

和歌山県報 号外（2）

平成17年10月1日（土曜日）

海草郡	海南警察署毛原宮警察官駐在所	美里町毛原宮254の5	1級地
那賀郡	岩出警察署鞆淵警察官駐在所	粉河町中鞆淵953の1	2級地
伊都郡	妙寺警察署花園警察官駐在所	かつらぎ町花園梁瀬539	2級地
	橋本警察署富貴警察官駐在所	高野町東富貴438	1級地
有田郡	湯浅警察署清水警察官駐在所	清水町清水288の1	2級地
	湯浅警察署二川警察官駐在所	清水町二川801の5	
日高郡	湯浅警察署粟生警察官駐在所	清水町粟生146	1級地
	田辺警察署清川警察官駐在所	みなべ町清川1273の2	2級地
	御坊警察署美山警察官駐在所	日高川町川原河125	1級地
西牟婁郡	白浜警察署市鹿野警察官駐在所	日置川町市鹿野1075の1	2級地
東牟婁郡	串本警察署佐田警察官駐在所	古座川町佐田638の1	3級地
	新宮警察署北山警察官駐在所	北山村大沼58の1	2級地
	串本警察署明神警察官駐在所	古座川町明神449	1級地

附 則

この規則は、公布の日から施行する。